

違反情報請求

違反規則3.1 (b) は、開示の「請求書」を「検察庁に送達」し、「裁判所に提起」することを命じています。この請求が有効な請求となるためには、「審理の少なくとも14日前までに」送達されねばなりません。

1. 開示請求書を以下まで、郵送、Eメール、または持参してください。

Seattle City Attorney's Office
Infractions Unit宛て
701 Fifth Ave., #2050
Seattle, WA 98104-7097
Law_CityAttorney_Crim_NOA@seattle.gov

以下の必須情報を含めること：

1. 召喚状に記載のフルネーム。
2. 召喚状番号および違反日。
3. 電話番号。
4. 住所及びメールアドレス。

2. **Seattle Municipal Court**にも請求書のコピーを提出のこと：

Seattle Municipal Court
Discovery Request File Copies
P.O. Box 34987
Seattle, WA 98124-4987
smc-records@seattle.gov

3. 電子メールによる開示の受領が不可能な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を準備するか、Seattle City Attorney's Officeで受け取れるようにしてください。
4. 違反通知書に、事件のビデオが撮影されたことが記載されている場合、郵送、ファックス、または来署により、Seattle Police Department – Legal Unitに書面でコピーを請求することで、ビデオのコピーを入手することができます。

Seattle Police Department – Legal Unit
郵送先：P.O. Box 34986, Seattle, WA 98124-4986
ファックス番号：206-386-9022
持参の場合：610 Fifth Ave., Seattle, WA 98124-4986

被告側からの違反開示請求

名前： _____

召喚状番号：

電話番号： _____

違反日： _____

電子メールアドレス： _____

住所： _____

私は以下の方法で証拠開示を受け取ります（1つを選択）：

- 切手を貼った返信用封筒を準備します。
- 電子メールで証拠開示を受け取ります。
- 連絡があった場合、直接証拠開示を受け取ります。私は市から連絡を受けた日を、証拠開示の受領日とすることに同意します。証拠開示の受領場所は、701 5TH Avenue, Suite 2050のみで行われることを理解しています。

被告人署名： _____ 日付： _____

(可能な限り迅速に依頼を進めるために、読みやすく記入してください)